

中小企業の 生産性向上を 支援します!



ニッポンの中小企業
応援団長
松本 安太郎 氏

最低賃金引上げ支援

中小企業向け

業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

制度の拡充により、最低賃金の引上げ額が異なる
5つのコースからチョイスできるようになりました。

助成の上限額

50万円~200万円

事業場内最低賃金が
750円未満の事業場で、
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上
1000円未満の事業場で、
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!
アクセス

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

中小企業向け



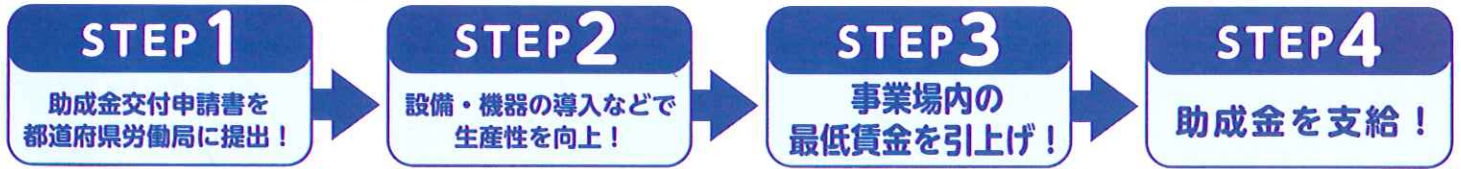
設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。

助成対象が広がりました！

事業場内最低賃金 800 円未満から、1,000 円未満の
全国 47 都道府県に事業場を設置している中小企業・小規模事業者に拡充されました。

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

●支給までの流れ



5つのコースで利用しやすくなりました！

従来の 1 コース（事業場内の最低賃金引上げ額 60 円以上）から
5 コース（同 30 円以上～ 120 円以上）に拡充されました。

事業場内 最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で 30 人以下の事業場は 3/4 (※))	50万円	事業場内最低賃金が 750 円未満の事業場
40円以上	※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	70万円	事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で 30 人以下の事業場は 3/4)	100万円	事業場内最低賃金が 1000 円未満の事業場
大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場向けのコースも新設！			
90円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で 30 人以下の事業場は 3/4 (※))	150万円	事業場内最低賃金が 800 円以上 1000 円未満の 事業場
120円以上	※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	200万円	

選べる
5つの
コース

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、
その 3 年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が 6 % を超えている場合等をいいます。

助成金の対象用途が広がりました！

設備・機器の導入に加え、新たにサービスの利用も対象となりました。

POS レジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／ **NEW** 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／ **NEW** 人材育成・教育訓練による業務の効率化



事例

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

